

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和2年12月25日(金)
10時40分開会 11時55分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項
町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦
保健福祉課長：佐藤秀美、課長補佐：近藤芳行、在宅支援係長：寺本圭佑
町民生活課長：斉木良博
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
・第8期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
・新中間処理施設整備基本構想(原案)について
(2) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：本会議、ご苦労様であった。それでは、全員協議会を開催したいと思う。

(1) 町長からの申し出事項について

・第8期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

桜井議長：町長からの申出事項ということで案件があるので、よろしく願います。まず、冒頭、町長からご挨拶をいただく。

阿部町長：議会、大変ありがとうございます。お疲れさまでございます。その後の全員協議会ということで、私のほうから2件について、皆さんに説明をさせていただきたいと思う。1点目については、そこにあるように、第8期になる清水町高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画ということで、その素案について説明をさせていただき、この件に関しては、予定では12月28日からパブリックコメントをかける予定でいるので、どうぞ、皆様のご理解をお願いしたいなと思う。また、新中間処理施設整備基本構想ということで、その辺についてもごみの関係の部分についても、十勝圏複合事務組合の加入している我々の部分も含めて、基本構想の原案について皆さんにご説明したいと思うので、よろしく願いをしたいと思う。

桜井議長：それでは、お手元に資料が配られていると思うけれども、各担当課から説明を受けて、その後、質疑を受けたいという形の中で進めてまいりたいと思うので、よろしく願います。

まず、第8期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について、説明をお願いします。

保健福祉課長（佐藤秀美）：（保健福祉課説明員紹介）

それでは、説明のほうをさせていただく。よろしく願います。まず、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画である。第8期の素案、私のほうから、まず第1章の部分を説明させていただく。1ページからになる。第1節、計画策定の背景であるけれども、本町の令和2年4月現在の高齢化率は36.7%で、全国的な動向と同様に支援を必要とする高齢者が増加傾向にある。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を進めており、更に団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年を見据えて、国の介護保険事業に係る基本方針を踏まえながら、本町の高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取り組みを、総合的、体系的に整え、介護保険事業の安定化を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的としている。第2節、計画の位置づけである。この計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するもので、清水町総合計画を上位計画とし、清水町障がい福祉計画や清水町健康増進計画など関連計画との連携を図っている。第3節、計画の期間であるけれども、介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、今回、策定する第8期は、令和3年度から令和5年度を計画期間と定めている。第4節、計画の策定体制である。策定に際しては、医療、保健、福祉の関係者及び町内の被保険者で構成する清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置して検討協議を行っている。なお、全員協議会説明資料、別冊の部分であるけれども、4ページに策定委員名簿、5ページに策定委員会設置要綱を添付している。町民の参加については、介護保険及び保健、医療、福祉サービスを利用している要支援者、要介護者等の意見を反映させるためにアンケート調査を実施しており、また、先ほど町長からの挨拶にもあったが、12月28日から1か月間、パブリックコメントによる町民の意見聴取を行う予定である。第5節、計画策定にあたっての基本的な視点である。団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和7年に向けて、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を柱として、高齢者の生活を支

援していく地域包括ケアシステムの段階的な構築に取り組むことになっている。第2章以降については、担当である近藤課長補佐のほうから説明をさせていただく。保健福祉課長補佐（近藤芳行）：それではご説明させていただきます。

5 ページの第2章をご覧ください。まず、清水町における高齢者の現状ということで載せている。このグラフにあるように、総人口は減少、平成12年から27年の動向を載せているけれども、総人口は減少する。そして、3区分、65歳以上の高齢者人口、15歳から64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口ということで、区分ごとに見てみると、総人口は減って、生産人口、年少人口は減るのだけれども、高齢者人口については、27年までは増えてきているというような傾向がある。ページをめくっていただき、平成27年の時点で高齢者の人口、右のグラフでいくと34.7%ということで、現在もそうであるけれども、3人に1人以上が高齢者というような状況になっている。下のグラフをご覧ください。この紫色のような色のものが75歳以上の後期高齢者の動向である。真ん中、グレーの折れ線グラフが前期高齢者、65歳から74歳の方の人数の動向である。当初、平成12年の時点では、前期高齢者のほうが多かったのだけれども、平成19年度を境にして逆転している。そのまま75歳以上の高齢者については増加傾向にあり、前期高齢者については横ばいというような傾向が、令和2年まで見られている。7ページをご覧ください。高齢者人口の推計ということで載せている。高齢者の人口は、今、増加してきているというお話をしたのだけれども、一応、推計上は、令和2年をピークにして減少するというような予測がされている。この表でいくと、一番右側の令和27年には3千人を切るというような推計がされているところである。下の表、高齢化率であるけれども、令和12年に40%を超えると予測されており、その後、伸びていって、令和27年には42.2%になるというような推計がされている。ページをめくっていただいて8ページをご覧ください。世帯構成についてである。下の表、グラフを見ていただくと、上の折れ線グラフが一般世帯の世帯数である。下の折れ線グラフが、高齢者のいる世帯の世帯数の動向である。どちらも横ばいしているけれども、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦の世帯が、若干、増加傾向にあると、高止まりをしているということである。9ページをご覧ください。就労状況についてである。平成27年時点であるけれども、4人に1人以上が何らかの仕事をしているというような状況が、この結果から分かっている。ページをめくっていただき、10ページをご覧ください。こちらは平均寿命と健康寿命の推移を載せている。上の表が男性、下の表が女性である。全国的にであるけれども、平均寿命のほうは増加傾向しており、それに合わせて健康寿命も増加傾向にある。この健康寿命と平均寿命、ここの間が介護が必要な期間ということなので、ここを狭めていくような施策が必要だということを表している。次、11ページになる。介護保険給付の実績を載せている。上の表が要支援・要介護認定者数の推移である。認定者数は、平成25年3月末からずっと増加傾向にあった。それで、平成29年3月末をピークとして、現在高止まり傾向という形になっている。うちの特徴としては、要支援1の認定者数が増加傾向にあると。一番軽い区分なのであるけれども、その方々が、ちょっと増えてきているというような状況になっている。下の表が、認定率の推移である。認定率の推移を、清水町が紫色のグラフである。折れ線グラフである。そして点線が、小さな点線が北海道、その一番下が全国の平均であるけれども、清水町については、平成21年の3月から、大体、北海道と同じような認定率で進んできている、全道平均の認定率で推移しているということが、このグラフから分かる。ページをめくっていただいて12ページになる。この上の表を見ていただければ、先ほど言ったように、清水町、北海道、全国のそれぞれの区分比率、要支援1から要介護5までの比率であるけれども、やはり清水町は要支援1の比率が、全国、北海道と比べてやはり高いというような状況に、今、なっている。下の表であるけれども、こちらが重度認定率、あと、軽度認定率の認定率を表に表したものである。この表から分かるように、清水町は北海道とか全国の平均よりも、認定率は低い状況にある。十勝管内で見ると、大体真ん中ぐらいにいたることが分かると思うけれども、大体平均的な認定率というような状況

で、現在なっているということである。次、13 ページをご覧ください。次は、介護保険給付費等の推移ということで載せている。清水町についての介護給付費の受給者数であるけれども、若干減ってきているというような推移が見られる。ただ、この区分、この棒グラフであるけれども、施設受給者と居住系受給者、あと在宅受給者ということで分けているけれども、施設と居住系の受給者数は、ほぼ横ばいで推移してきている。減っているのは在宅の方の割合が減ってきているということで、本町では、ちょっと在宅サービスを受ける受給者が、ちょっと減ってきているというようなことがうかがえる。次のページをめくっていただいて14 ページをご覧ください。これが清水町の今の介護費用給付費であるけれども、大体、近年では 97,000 千円前後を横ばいしているという形である。下の表であるけれども、それぞれの要介護度別の1人当たりの月額給付費というものを載せている。全国、全道と比べると、要支援1や要介護度1以下、軽い方々の1人当たりの給付費が、うちの町は全国、全道と比べて高くなっているというようなことが、この表から分かる。次、15 ページをご覧ください。こちらが、第7期計画期間、平成30年から令和2年までのこの3年間の行ってきた取り組みと今後の課題ということで載せている。清水町では、総合計画でも定めているように、誰もが健康で思いやりのあるまちづくりというものを目標に掲げて取り組んできている。基本目標というのを4つ定めて、それぞれの目標に沿った事業を展開してきているところである。大まかに説明させていただく。基本目標1というものが、高齢者の健康づくりについての事業である。内容としては、健康教室を開催したりであるとか、あとは各種健康診断の実施、ページをめくっていただき、健康相談、老人クラブの方々への健康相談であるとか訪問指導、そして17ページにある、例えば元気で長生き料理教室というようなものも実施しているところである。18 ページをご覧ください。基本目標2が、高齢者の生きがいづくりというものを掲げている。内容としては、老人クラブへの加入の促進であるとか、生涯スポーツ活動の推進、生涯学習活動の推進等に取り組んでいる。19 ページである高齢者の就労の促進ということで、シルバー人材センターの活動支援であるとか、地域活動、地域福祉活動の推進としては、介護ボランティアの活用等も行っているところである。ページをめくっていただいて、20 ページになる。基本目標の3になる。高齢者の生活を支えるサービスの提供ということで、いきいき教室を現在開催しているところである。あとは、一番下を書いてある介護予防講演会を開催しているということである。あとは、21 ページをご覧ください。この真ん中に②とあるけれども、認知症の見守り事業として、清水町SOSネットワーク事業というものも実施しているところである。あと、4番である日常生活を支えるサービスの提供ということで、高齢者等短期入所事業も本町の単独事業で行っている。ページをめくっていただき22 ページ、こちらのほうが生活支援サービスであるけれども、ここにあるように給食サービス、移送サービス、除雪サービスで、一番下にはおむつの、介護されている方、家族へのおむつの助成など、そういうものにも実施しているところである。5番目にある移動の支援ということで、高齢者タクシー乗車券の助成事業、こちらのほうも実施している。あと、23 ページにいき、6番目の安心して暮らせるまちづくりということで、緊急通報機器の設置事業であるとか、高齢者等見守り安心事業、こちらのほうは委託して実施しているところである。あとは、一番下にある災害時等における避難体制の確保ということで、各関係課と協力して災害時要請者支援リスト等、随時更新しているところである。最後になる24 ページをご覧ください。基本目標4、計画の円滑な推進ということで、②のところにある地域ケア会議の運営ということで、地域支援会議というのも月1回やっていて、関係者の方々といろいろな協議をさせていただいているということである。続いて、26 ページをご覧ください。この計画、介護保険事業計画を定めるにあたって、国から指示があるのだけれども、アンケート調査、これが必須になっている。それで、アンケート調査は2種類のアンケートを実施しており、こちらの真ん中のところに載っているけれども、2番の調査実施概要のところを見てください。(1)のところにあるこのニーズ調査というものと、(2)の在宅介護実態調査という2種

類の調査アンケートを実施している。上のニーズ調査については、町内在住の要介護を受けていない方を対象に、比較的元気な方を対象にしたもので、これは抽出制でやっており、3,000人ほどいるのだけれども、そこから1,286人を抽出して郵送している。下の在宅介護実態調査については、要介護認定を受けている方、介護1以上の方で施設に入っていない在宅の方、居住系の方に、全員アンケートを取っている。それぞれの回収率としては、下にあるニーズ調査は69.1%、在宅のほうについては54.4%ということで、前回よりも高い回収率と今回はなっている。その中で項目はいっぱいあるけれども、その中で、ちょっと特徴的なものを何個か載せている。28 ページをご覧ください。まず、ニーズ調査のほうの関係であるけれども、まず健康状態について、皆様に聞いている。「とてもよい」「まあ、よい」と回答した方が75.7%、「余りよくない」というような回答をした方は22.7%というような結果になった。やはり、80歳以上になると、「よくない」と回答する方がどんどん上がっていくという結果が見られた。下の表をご覧ください。日常生活における介護・介助の必要性について、介護が必要かとお聞きした。7割以上の方が介護・介助は必要ないと回答している。何か介護・介助が必要だという回答を頂いた26.1%のうち、12.8%の人は、必要だけでも介護・介助は受けていないというような回答を頂いている。29 ページをご覧ください。現在治療中または後遺症のある病気についてお聞きしたところ、この表のとおり高血圧が43.6%で一番、続いて、目の病気、心臓病、糖尿病という結果になり、やはり生活習慣に起因するものが多いということで、健康寿命の延伸には、やはり日頃の生活習慣の改善を図っていくことが必要ということがうかがえる。次、30 ページをご覧ください。外出の状況も聞いている。週2回から4回が4割強、週1回以上が3割弱ということで、9割近い人が週に1回以上の外出習慣があるという回答を頂いた。ほとんど外出しないという方が12.2%いた。どのような外出方法、外出については、皆さん、やはり自家用車で行かれるという回答が多いのだけれども、80歳以上になると、やはり自分では運転できないというか、できなくなってくるので、人に乗せてもらうという回答が多くなってきている。このようなことから、独り暮らしの高齢者の増加に伴って、外出に困難を抱える人が多くなる可能性が、このアンケート結果からうかがえる。ページをめくっていただいて32 ページをご覧ください。地域活動への参加について、皆さんの意向を尋ねた。地域活動に参加者として参加したいかと尋ねたところ、参加してもよいという方が40.8%、ぜひ参加したい人が8%という回答になっている。企画側として、運営側として参加したいかという質問には、ぜひ参加したいが2.4%、参加してもよいが29.1%となっているので、参加意向のある高齢者の方もこれだけいるので、やはりそのマッチング、活動団体へのマッチングが必要だというようなことがうかがえる。続いて34 ページをご覧ください。今後、整備されるとよい施設について、皆さんにお伺いしている。その結果、現状のままでよいという回答が最も多かったのだけれども、サービス付き高齢者住宅、サ高住である。あとは介護付き有料老人ホームを求める方が2割弱いらっしまった。下の表を見ていただいて、その回答をされた方の中で、ここにその施設が建った場合に入居したいかと尋ねたところ、入居したいという方が30.1%という回答になっている。888名にアンケートを取った回答がきて、そのうちの2割弱の人が施設が必要だと、そして3割の人がそこに入居していいということを考える、これ、ただ単純に計算すると53名の方が、そういう施設に入りたいというふうに読み取れるのだけれども、ちょっと、これ委員会でも言われたのであるが、国のほうでも、このような調査をした結果があって、そのときは50%ぐらいの人が入居したい、何か入居したいというような回答をしたみたいなのであるけれども、その理由としては、やはり周りの人に迷惑をかけたくない、友人に迷惑をかけたくない、家族に迷惑をかけたくないから施設に入りたいというふうに回答した方がほとんどだったそうである。であるので、委員に言われたのは、この結果を基に53人の方がいるから、「はい、必要である」というのは、ちょっとその考え方はおかしいのではないかというようなことも言われている。近隣町の入居施設で満床になっていない施設も結構あるので、委員会の中で言

われたのは、やはり居住系の施設というものを建てるのは、ちょっと難しいのではないかというようなことも委員に言われている。であるので、どのようなものが必要かというのは、サ高住であるとか、例えば高齢者の賃貸住宅であるとか、そういうものもあるので、介護保険制度を使わない施設とかもあるので、そのようなものをもう一度しっかりと、もっと詳細なニーズ調査等もしながら、この第8期計画で検討していかなければならないなというようなことを思っている。続いて、35 ページになる。ここからが在宅介護の実態調査ということで、在宅介護の認定を受けて在宅にいる方へのアンケートの結果である。1つ目が施設への申請、入所への申請をしているかという質問に対しては、40%以上の方が申請済みと、検討中が 19.2% というような状況になっている。ページをめくっていただいて 36 ページ、介護をする方が不安に感じる介護というものを聞いたところ、入浴・洗身、あとは外出の付添い・送迎等、認知症への対応というのが、比較的、皆さん不安に感じているという結果になっている。37 ページをご覧ください。認知症自立度別に見た結果であるけれども、この結果から、在宅生活の継続にあたっては、やはり日中の排泄や夜間の排泄、認知症への対応、これらへの支援が必要であるということが、この結果からうかがえている。ページをめくっていただいて 38 ページ。サービス利用の組み合わせということで載せているけれども、要介護度が上昇するに連れて、やはり訪問系を含むサービスを受ける方が増えてきている。介護度が高くなると通所とか、自分で通うのではなくて、やはり来ていただくというようなサービスが必要ということで、今後、在宅のほうに国もシフトしていこうというふうな動きがあるので、やはり訪問系の強化が必要で、基盤を整備していくのが必要かというような結果が出ている。ページをめくっていただいて 40 ページである。ご覧ください。主な介護者が行っている介護を聞いたところ、やはり食事の準備であるとか掃除、洗濯、買い物、あとは金銭管理、生活面というものが高くなっているという状況であった。最後、42 ページをご覧ください。在宅生活の継続に必要と感じるサービスは何であるかというような質問をした。この結果としては、要介護度別に見ると、要介護度 1・2 においては、やはり外出の動向、あとは移送サービスで、見守り、声かけ、こちらのほうが、やはり高くなっているというような状況である。44 ページをご覧ください。こちらのほうは、清水市街、御影市街、農村地区ということで、3 地区に分けて集計をしており、それぞれの主だった回答の特徴を載せている。これは後ほどご覧いただきたいと思う。45 ページをご覧ください。第8期計画における課題ということで、アンケート調査や今までの結果を踏まえて、課題を抽出している。1つ目としては健康づくり施策と連動した介護予防事業の推進ということで、やはり生活習慣病に起因するものが多くあるので、予防的なもの、健診的なものに力を入れていく必要があるというようなことである。2番目としては、認知症予防・共生のための取り組みの充実ということで、国のほうでも厚労省で認知症施策の総合的な推進ということで、国や地方にも努力義務を規定しているところである。であるので、本町においても認知症を予防するのみならず、一般町民への啓発や認知症サポーターの育成など、そのようなものを取り進めていく必要があるというふうに思っている。46 ページになる。3つ目においては、身近な地域における支え合い活動の活性化と高齢者活動の場の提供、先ほど言ったように、いろいろ参加したいという方もいらっしゃる中で、参加できていないというようなこともあるので、そのようなことをしっかりとつなげる、つなげていけるようにサポートしていく必要があるということである。4番目、最後になる。安心して暮らし続けられる清水町を支えるサービスの基盤整備ということで、今後、高齢者人口は高止まり傾向で推移していくというような、減ってはいくのだけれども高止まり傾向ということになるので、介護を必要とする状態になっても、安心して必要なサービスを受けられるような、サービス提供体制を確保していくことが必要というふうに思っている。

続いて 47 ページ、第3章になる。計画の基本的な考え方ということで載せている。まず、第1節、基本理念なのであるけれども、先ほど説明したように、この計画の上位計画には、清水町総合計画があるので、その総合計画の中の高齢者福祉に關す

る計画という位置づけになる。総合計画の福祉分野の目標である「健やかで笑顔あふれるまち」という目標があるので、それにサブタイトルをつけて、「高齢者が自分らしく暮らせる地域の創出」というものを、これを地域の目指す方向として定めて、この実現に向けて各施策、事業を推進していくこととしている。第2節にある日常生活圏域の設定については、清水町はずっと、第7期までもそうであるけれども、町を1つの圏域として、一圈域として定めているので、ここは継続して清水町を1つの圏域と定めるといふものである。48 ページをご覧ください。これは、基本目標である。先ほどご説明したように、第7期のときには4つの基本目標があり、第8期においても4つの基本目標を定めて、これの内容は変わらない。そのまま踏襲していきたいと思っている。この右側の49 ページをご覧ください。施策体系ということで載せている。基本目標を4つ定めており、その目標を達成するために、右側に16個の施策をひもづけている。この中で増えたものという、基本目標3の(8)の施設サービスの充実というものが1個増えているところである。

ページをめくっていただいて、50 ページから第4章の施策の展開ということで、先ほど説明した流れで、今後の予定を載せている。第8期の計画期間については、各施策ともウイズコロナ、アフターコロナというものもしっかりと考慮して目標設定をしている。無理をしない設定になっている。状況によっては目標を下回ることもあるかもしれないけれども、安全性を第一に事業をできるだけ実施していきたいというような目標を立てさせていただいた。それで、第7期になくて第8期、新たに入ったものであるけれども、61 ページご御覧ください。(7)に居住環境の整備というものを載せている。これが、先ほど説明したところなのであるけれども、やはりアンケート調査から一定程度の需要があると判断させていただいたので、高齢者やその家族が希望する住まい方について、その詳細を調査するとともに、必要に応じて関係者等と協議を図り、実際の整備に向けた検討を、この第8期計画期間中に実施していきたいと思っている。

続いて66 ページをご覧ください。第5章になる。介護保険サービスの見込みと保険料の算出ということになる。ここからが保険料、第8期の保険料を算出するために必要なデータになってくる。今後3年間、どれだけの介護給付費が発生して、どれだけの65歳人口の動向があって、1人当たりの保険料がこれだけで賄えるよというようなものを出していくのだけれども、そのデータをこちらのほうに載せている。まず、第1節(1)では、被保険者数の推計ということで、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者の推計を載せている。この推計なのであるけれども、国が全国の市町村に提供している「見える化」システムというデータがあり、いろんなところからデータを、私たちも、毎月毎月データを入れるのだけれども、そういうデータを基に推計するシステムがあって、これを、この推計から出すということが決まっている。これをうちのほうから推計を、北海道とか国に提供して、おかしいところがあれば直されていくというようなことでやっているの、私たちがある程度いじれるのだけれども、余り大きな動きをさせると、ちょっと引っかかってしまうということで、全国一律のシステムを使っているということである。(2)番のほうでは、要支援・要介護認定者数を区分ごとに推計をさせていただいた。67 ページ以降は、各介護保険サービス量の見込みということで、過去の実績から今後の65歳以上の人口等から、これだけの量を使っていくよというようなものを推計していく。これを基に金額を出して、保険料を出していくという形になる。それが84 ページまで続いている。85 ページをご覧ください。この85 ページに載せているのが、この3年間で整備する計画、施設等を整備する計画である。1つ目が、介護施設サービスのこの3年間の整備計画である。この中で一番下に載っている介護医療院というものがあるけれども、この3年間の間では、建てるというか開設する予定はないのだけれども、町内の2事業者が介護医療院に向けて、今、検討等、準備を進めているところである。であるので、第9期の1年目にはスムーズに行けるように、3、4、5と準備、検討等をしていくという形で計画を載せている。国の補助金とかをもらうのに、整備計画を載せていないともえられないというようなこともあるので、令和5年には整備するよ

うな内容を、ちょっと入れているのだけれども、これが前倒しになるかもしれないし、6年になるかもしれないということで、一応計画として上げさせていただいている。

(2) 番目のほうが、地域密着型サービスということで、これは上から5つ目にある認知症対応型共同生活介護、これ、グループホームのことなのであるけれども、これを令和3年、来年に1事業者が開設するというので、ワンユニット9名の施設であるけれども、これは決まっている。何月になるかは分からないけれども、3年中には開設したいということで取り進めているところである。上から3つ目の小規模多機能型居宅介護事業所については、今後、小規模が必要だろうということで設置の必要性も含めて、この3年間で検討していきたい。できれば令和9年度には開設していきたいという計画を立てさせていただいた。ページをめくっていただいて86ページになる。こちらが介護サービス給付費の見込額ということで、先ほどお話ししたように、今後これだけの利用があつて、これだけの見込料が、給付費がかかってくるよというようなのを予測して、ここにそれぞれのサービスごとの額を入れている。この左側の表が介護のほうで、右側のほうが要支援とかのほうの要望のほうの給付費ということで、ちょっと区分が変わる。予防と介護で分かれるということである。88ページをご覧ください。介護保険料の仕組みをちょっと載せている。この(1)のところに書いてあるけれども、負担割合であるけれども、介護給付費の負担割合というのは、50%が公費となる。国、道、町で負担することになる。残りの50%を被保険者の方が負担することになり、23%が65歳以上の第1号被保険者で、27%が40歳から64歳までの第2号被保険者ということで、これが第7期計画の割合である。全国の人数等を集計して、この割合がもしかしたら変わるかもしれないのだけれども、そうした場合には、ここが1%、ちょっと変わったりとかする可能性もあるので、この米印で今後修正される場合があるということ載せている。細かいことを言えば、施設に入っている方の給付費、あとは施設以外の給付で国の負担割合が変わったりであるとか、いろいろするのだけれども、それでこの4つの表が載っているのだけれども、基本的には、今、説明した負担割合ということで理解していただければと思う。続いて、90ページをご覧ください。これが保険給付費の見込額ということで集計したものである。本町の見込額としては、各年度、大体10億円ぐらいというふうに給付費を見込んで、3年間で31億円ぐらいというふうに給付費のほうを見込ませていただいた。ページをめくっていただいて92ページになる。こちらが、基準額に対する介護保険料の設定ということである。基準額というのが基本的な給付額である。この第5段階のところをご覧ください。基準額1.00となっていると思うけれども、ここが基本の基準額になって、そこから所得によって安くなる、軽減される方が上に4つ、所得によって加算される方が下に4つということで、9段階、保険料を設定する。第7期と同じであるけれども、第8期についても国が示したとおり、9段階、そして、それぞれの基準額に掛ける利率も、国の示すとおりの利率を掛けさせていただいているということである。94ページをご覧ください。こちらのほうは、その介護保険料の基準額、保険料を出す計算式なのであるけれども、先ほど言ったように、全体、どれだけの給付がかかって、それを65歳以上の人は何人いてというようなことからはじき出していくのだけれども、もっと細かい調整があるのだけれども、大まかに言えば、そういう形で給付保険料というのは算定していく。その保険料を出したのが96ページに載せている。第5段階の5,800円というのが基準月額になる。一番平均な人の金額なのだけれども月額5,800円で、年額で6万9,600円ということで、今回は設定させていただいた。別冊の先ほどの資料の3ページをちょっとご覧いただきたいのだけれども、こちらのほうに第8期5,800円と載せている。第1期から過去の保険料基準額を載せている。第7期になるときは500円増やしているけれども、第8期については200円に抑えたいということで、基金のほうは1,500万円ぐらい崩して入れて、何とか抑制したいということで200円アップの5,800円を設定しているところである。現在、第7期の5,600円という基準額は、管内で9番目ぐらいに高い位置にいる。それで、第1回目の集計が出たときに、本町は大体9番目から8番目を動くような感じでのだけれども、ただほかの町も、そこからまた、ちょっと他町村を見ながら動かしてく

るので、まだ最終的なものは出ていないけれども、現在、大体、中間ぐらいの位置にいます。その1回目の集計では、増加率も、大体 240 円ぐらいが平均であったので、大体平均ぐらいには収めているということで、このような設定をさせていただいた。

最後になる。第6章、99 ページである。計画の推進ということで、円滑な計画の推進のために、(1) 番、介護給付実施体制の強化というものもしっかりしていきたいと思うし、(2) 番の地域包括ケアシステムの進化・推進ということで、地域包括センターの強化もしっかりと図っていきたいということで考えている。以上で説明を終わらせていただく。

桜井議長：質疑に入る前に休憩を取ったほうがよろしいかどうか、お諮りしたいと思うが、そのまま進めてもよいか。

(はいという声あり)

桜井議長：それでは、今の説明に対しての質疑を受けたいと思うが、何かあれば発言願う。
高橋議員。

高橋議員：これからパブリックコメントを求めると思うのだけれども、そのときのパブリックコメントを求めるにあたり、その表題って、どんな感じで求めるのだろうか。

保健福祉課長補佐：お知らせ版のほうにも載せていただいたのだけれども、第8期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するご意見を募集するというような形である。

高橋議員：それには、この素案も自由に見れるような形で求めるということか。

桜井議長：答弁。

保健福祉課長補佐：ホームページに、まず素案のほうも、そのまま載せている。あと、皆さんに配付した概要の資料だとか、載せられるものを載せて、皆さんが目につけられるように。あとは、この計画を冊子にして各公共施設、あと介護事業所も全て送らせていただいて、目に入るような形でご意見を頂こうという形で進めている。

高橋議員：ほかの計画のときのアンケートとかもそうなのだけれども、アンケートを取って、素案にはアンケート結果を分析したものを載せているのだが、共通して言えることなのだけれど、その設問に対する、要するに回答データから導かれる課題というのがどこなのか、はっきり書かれていない。結局、町民が直接関わっているのは、このアンケートと、これから行われるパブリックコメントに限られると思うのだけれども、その課題が、要するにアンケートを答えたその答えたことが、どういうふうに計画に反映されているのかというのが、はっきり読み取れないような素案になっているので、その辺、このことに関してこういう計画が、ここに反映されているよというのが分かるようにしたほうが、町民、それに対するパブリックコメントが出てくると思うのだが、そこはどう思うか。

保健福祉課長補佐：そうである。まず、ご意見を頂いて、例えばこういうものに対する、例えば介護する側に対する、例えば施策がないのかというような質問が来た場合には、私たちは、この事業でそれに対応したいと思うというような感じで、その回答をしっかりと、この事業計画の中にどう反映されているのかというような説明と、もし反映させないのであればこういう理由で、今回の第8期計画の中に、その言われていることはちょっと載せないで、第9期のほうで考えていくというような回答をしていくような感じで、ちょっと分かりやすい回答を、その質問がきたものに対する回答としていきたいというふうに思う。

高橋議員：それだと質問ができないのである。町民は分からないから。だから、どこを質問していいか分からないところでパブリックコメントをかけても、答えは返ってこないし、きめ細やかに配慮したいのであれば、その前に、自分たちが関わったアンケートに対するコメント、そこをちゃんと分かりやすく整理したほうが、その後パブリックコメント、細かい話が出てくるかもしれないけれども、そういうふうにしたほうが、よりいいものになるのではないかなという気はするけど。

保健福祉課長：先ほど26ページからアンケート結果について掲載されており、一応説明した。アンケート結果を受けた内容については、ここに掲載しているのだが、確かにこの結果を受けて、例えば計画のどこに結びついているかというのは、ひと目では

確かに分からないかと思うので、その辺ちょっと、どういった方法ができるのかは分からないけれども、ちょっと内部で協議したいと思う。

高橋議員：よろしく願います。

あと一点。この素案の中の、ちょっと言えば50ページの第4章の施策の展開の中で、この目標値についてなのだけれども、実際、これをやることというのは当然いいことであって、本来であれば目標値は100%のはずである。なのだけど、この実績から見た目標値が全然増やすとか減らすとか、何かそういうのが全然見て取れないような目標値になっているというのはなぜか。これっていうのは、実施する側の限界なのか、もしくは必要性がここまでしかないのか、その辺がはっきりしていないと思うのであるが。

桜井議長：答弁をお願いします。

保健福祉課長補佐：施策については、保健福祉課が中心なのだけれども、各係で担当するところに検討していただき、過去の実績を踏まえ、必要性とかも検討していただいて、今後、この3年間で実施するものについて、まずは必要があるのかということから考えていただいて、必要があれば、どれだけ実施可能なのかということも含めて、各担当のほうで考えていただいて、それを集約しているというような流れである。

高橋議員：多分、そんなことだろうというのは分かるのだけれども、要するに計画の中で、こんな計画ってどんな業種でもあり得ない。必要ないのだったらやめるということになるだろうし、必要なのだからこうやっていくといたら増えていくのが当たり前なのに、ずっとできる数字を載せてあるみたいな感じにしか見えない。これって、何かおかしいのではないかなと思うし、そういうものだって言うのであれば、そうなのとなることだけれども、せつかく計画を立てるのに、いいことだからもっと増やしていこうとかという、そういう意図が取れるような数字が載っているのだったら納得できるのだけれども、これでは、全然納得できる話ではないと思うが。

桜井議長：いかがか。

保健福祉課長：先ほど、近藤補佐からも説明したように、各担当のほうで目標を掲げていただいた。確かに高橋議員が言うように、全く3年間、同じような数字も並んでいくし、実績から見て、それほど増えていない項目もあるかと思う。その辺は、議員もおっしゃられたように、ある程度実現性も見ながら数値化したということもあると思う。再度、その数値の中身についても、内部で協議させていただきたいと思う。

桜井議長：ほかに、何か質疑はないか。中島議員。

中島議員：この計画は3か年、これタイミング的な問題なのだけど、今、ここに説明いただいたものに対して云々ではないのだけれども、このコロナの問題が、全く触れられていない。タイミングとしてはそうだったのだろうと思う。これは福祉であるから、本来、町で現状を見たときに、町自体が速やかにそういう対応というのを示されてくればいいのかだけれども、いまだにそれはないようであるから。高齢者という部分で、在宅を奨励して、訪問している人は既に検査をしながら行っているのだろうと私は思っているが、この計画とは違うけど、3年から5年の間にこれは福祉として含めていかなければならない。

要するにお年寄りが重症化するということからいって、絶対かからないように対応しなければならないだろうと。そういう前提を、今、入れてほしいとは言わないが、福祉でこの計画の中に、追加で修正することが必要だと思うのだが、その辺は何か考えは。今回はタイミングとしてコロナがあって、そんな思いがするのだけど、何か追加でなり、何らかの方法。これがまだ終わっていなところへまた追加というのもあれだけど、追加で何かそういう感染にかからないというもの。町全体がやっているならいいけど、まだうちは、それ、何かできそうもないから、まずこの関係で何か考えられないかどうか。というのは、在宅の関係で訪問しているわけである。そういうものから入って互いに感染させないし、感染させられないと。そういう何かこう一つ、後で追加でも、何かやっていくという考え方はないだろうか。

桜井議長：いかがか。

保健福祉課長補佐：この計画の施策を考えると、コロナのことも踏まえて回数とかも入れてもらっているのだけれども、そのほかに、今、言われたように、ちょっと文章化して何か入れられるかを、ちょっとパブリックコメントまでは間に合わないかもしれないけれども、その後、ちょっと対応して入れていきたいというふうに思う。

中島議員：ぜひ、そういうふうにしていただくと、今の時代にマッチしたものになってくるだろうと。やはり、コロナに感染するという事は、気持ち的にもすごく恐怖なのである。伝染病というのは、自分でいくら気をつけてもどうにもならないことがあると思うのだけれども、それらに対しての初期的な対応を間違えると、やはり不安が増大するという事、ぜひその辺も含めて、今すぐでなくてもいいから、じっくり情報分析をして検討してもらいたいということを望んで意見としておきたいと思う。お答えいただけるなら、一言お願いします。

保健福祉課長補佐：内部でもしっかりと検討させていただき、なんとか文章化して載せられるような形にしたいと思う。

桜井議長：ほかに何か。中河議員。

中河議員：この内容はアンケートの調査から見たということでの内容なのであるが、高齢者保健福祉計画の策定委員会という人たちの9名の方もいるが、生の声というのも、そういうものは反映はされているのか。

保健福祉課長補佐：こちらとしては、まずアンケートである。アンケートが皆様からのご意見という形で、今、考えており、後はこれからパブリックコメントを出して、更に皆様から意見を頂くというふうに考えている。委員の中も、一般からの公募ということで、第1号被保険者の方と第2号被保険者の方も入れているので、関係者だけではなく、そういう方からの意見もここで拾いたいなという趣旨で、委員のほうも選考しているということである。

桜井議長：ほかに、何か質疑はあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この件については終わらせていただく。

・新中間処理施設整備基本構想（原案）について

桜井議長：次に、新中間処理施設整備基本計画（原案）について、担当のほうで説明をお願いします。

町民生活課長（斉木良博）：（町民生活課の説明員紹介）

私のほうから、新中間処理施設整備基本構想（原案）について説明をさせていただく。それでは、お手元のほうに資料をお配りしてあるが、概要版のほうで説明させていただく。表紙を開いていただくと、A3版の紙があるので、そちらをご覧くださいながら聞いていただければと思う。昨年12月策定されて説明会等を開催して公表していたけれども、説明会でのご意見や、それから帯広市が策定したハザードマップが昨年12月に公表されたということでご意見等があり、今年度、追加調査を行って、改めて基本構想が示されている。追加調査については、1点目、管内の19市町村の、それから道内の先進自治体の一般廃棄物の減量化、資源化についての調査。2点目、建設候補地周辺の治水等の調査、3点目、先進自治体におけるリニューアルによる整備方法、その3点について追加調査が行われて構想の中に反映されているということである。

基本構想の1番、基本構想策定の趣旨である。こちらについては、令和9年度、新中間処理施設については供用開始をするということになっている。令和2年現在、13市町村のごみを処理しているけれども、来年度、新得と鹿追町、令和9年度に士幌町、上士幌町、大樹町、広尾町が共同処理に加盟をするということで、令和9年度、管内19市町村全てのごみ処理を行うということになっている。

2番、ごみ処理の基本条件の設定である。こちらについては、管内の市町村、構成市町村、過去7年間のごみ排出量から、令和9年度供用開始のごみ排出量を推定

している。減少傾向にある自治体においては減少率を算出している。それ以外については、最小値を積算して、可燃ごみが6万20トン、災害廃棄物や資源残渣などを含めて、合計8万3,486トンと推計して、焼却施設については1日当たり290トンという施設規模を推定している。大型不燃ごみについては1万1,466トンと推計して、1日当たり46トンと推計している。

3番、ごみ処理方法の検討である。こちらについては5つの方法を検討した結果、ストーカ方式が技術的に成熟しており、経済性にも優れ、環境面ではエネルギーの回収率なども多く見込まれるということから、安定かつ安全に稼働するということが期待できるため、ストーカ方式を選定している。

4番、ごみ処理システムについてである。可燃ごみについては850度以上で燃焼させて、ダイオキシン類の発生を防止し、廃プラスチック類は可能な限り資源化を行い、資源化できないものについては焼却を行う。大型不燃ごみについては、可燃ごみと資源化可能なものを選別し、その他は破碎などを行い最終処分場に埋立てを行うということになっている。構成市町村においても生ごみの堆肥化や資源ごみの分別収集など、減量化に取り組んでいる。それから、現施設もそうであるけれども、焼却時に発生する熱については、予熱利用、発電等によって売電等を行う、CO₂の回収などを行っているというところである。

裏面をご覧ください。5番の建設候補地である。こちらについては、都市計画法、農地法などの法的規制の制約がなく、5ヘクタール以上の敷地面積が確保できる帯広市内の中島地区の候補地Cを選定している。ハザードマップにおいては、候補地C以外の部分については、建物を建設すべきではないとされている家屋倒壊等氾濫想定区域となっているというところである。

6番、環境自主準の設定についてである。こちらについては灰、ばいじん、塩化水素など、それから横のほうにいくと騒音、振動、悪臭などについて、関係法令による基準より厳しい自主基準を設定し、運営管理を行うということになっている。

7番、事業計画である。新施設の概算事業費については、250億円と試算している。循環型社会形成推進交付金制度において、エネルギー回収型廃棄物処理施設に該当する施設とし、これらの交付金、それから一般廃棄物処理事業債を活用することを予定している。年次については、令和元年・2年については基本構想の策定、循環型社会形成推進地域計画の策定、令和3年から5年については施設の整備基本計画、生活環境影響調査など、それから5年以降については実施設計、建設工事、令和9年に供用開始を予定しているということで、スケジュールが組まれている。

8番、事業方式についてであるけれども、こちらについては資金調達、それから建設運営についてどこが行うのか、行政の関与度の度合いについてはどういう形で進めるかということについて、今後、検討して進めるということになっている。この基本構想原案については、12月7日に公表されて、来年の1月6日までパブリックコメントを実施中である。住民説明会については10月7日から20日までの期間で10回以上実施された。清水町は12月19日、芽室町で開催をしたブロックに含まれており、清水町民2名のほか全体で22名の参加があって、開催が終了している。説明については以上である。

桜井議長：只今の質問に際して、何か質疑はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この件について終わりたいというふうに思う。

以上で町長からの申出事項の協議を終わりたいと思う。ここで退室をお願いする。休憩する。

【休憩 11:52 (執行側退室)】

【再開 11:53】

(2) その他

桜井議長：皆さんのほうから、その他、何かあるか。加来議員。

加来議員：この資料説明等について、今までは事前審査にならないように、資料内容の確認ということで、こうしてほしいというようなことは全員協議会等はしてこなかったのだけれども、これからどうしていくのか。今、いろいろ意見等が出たものをこういうふうにしていく、ああいうふうにしていくとは、本会議でやるべきだということで、今までやってきたので、その辺、議長は検討していただければと、考えていただければと思う。

桜井議長：検討する。

ほかに、何かないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、事務局のほうで何かあれば。

田本局長：只今執行側から説明を受けた計画案の説明については、今後の議会のほうに提案される案件ではないということだけ申し添える。

桜井議長：それでは、全員協議会をこれで終わらせていただく。ご苦労さまであった。

【閉会 11:55】